

地デジ IPDC 防災利活用推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「地デジ IPDC 防災利活用推進協議会」(以下「協議会」という。))と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地上デジタル放送波を活用した IPDC 型データ放送(以下「地デジ IPDC」という。)による市町村の防災情報伝達の社会実装及びその普及のため、これに関する調査、産官学連携の推進、技術標準や運用規程の策定等を行い、我が国の防災・減災に寄与し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する活動を行う。

- (1) データ放送の防災利用に関する調査、消防庁 EDXL の維持・改定案の策定
- (2) 地デジ IPDC の防災利用に関するコンサルティング、普及啓発並びにそのための資料や情報の収集及びその提供
- (3) 各地域における地デジ IPDC の防災利用に関する産官学連携及び導入支援
- (4) 地デジ IPDC の防災利用に関する標準規格の検討、策定
- (5) 地デジ IPDC の防災利用に関する運用規定の検討、策定
- (6) 災害時等の臨時的な地デジ IPDC の運用支援
- (7) その他、協議会の目的を達成するために必要な調査研究

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の掲げる法人、団体、個人等であって、第2条の目的に賛同し、入会を申し込み、承認を受けた者とする。

- (1) 地デジ IPDC の防災利用又は利用を検討する地方公共団体
- (2) 地デジ IPDC に係る放送役務の提供、関連製品の製造・販売、サービス提供等に取り組んでいる法人、団体
- (3) 地デジ IPDC 等の情報通信技術の研究開発に取り組む組織、研究者等

(入会)

第5条 協議会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、総会の承認を得なければならない。

(退会及び除名)

第6条 協議会からの退会を希望する者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりその会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約に違反又は協議会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (3) その他協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第7条 会員は、年会費の納入を要しない。

(総会)

第8条 総会は会員をもって組織する。

2 総会の議長は、会長があたり、会長が不在の場合は、副会長がその任にあたる。

3 総会は会員の過半数の出席により成立（委任状の提出を含む。）し、議事は別段の定めのある場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の3分の2以上にわたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 規約の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項及び協議会の運営に関して重要な事項

5 総会の招集通知は、開催日の14日前までに、各会員に対し会議の目的、日時、場所等を連絡しなければならない。

(部会)

第9条 総会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会は、総会の下に設置され、特定事項の調査、研究等を行う。

3 部会の設置及び運営に関する事項については、総会の決議によって別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の会務を処理するため、事務局を設置する。

2 協議会の事務局は、一般社団法人独立蓄積型データ放送研究開発機構に置く。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 本規約は、令和 6 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本会の会員になったものとする。